

# 議 事 録

## 令和4年度四万十町農業委員会1月総会

日 時 令和5年1月26日(木)午後2時00分 開議

場 所 四万十町役場 本庁東庁舎 1階 多目的ホール

日 程

- |     |        |  |
|-----|--------|--|
| 第1  | 指定第19号 | 会期の決定について                                  |
| 第2  | 指定第20号 | 議事録署名委員の指名について                             |
| 第3  | 報告第22号 | 農地法第18条の規定による合意解約通知について                    |
| 第4  | 報告第23号 | 農地法第3条の3の規定による届出について                       |
| 第5  | 報告第24号 | 非農地証明事務処理報告                                |
| 第6  | 議案第41号 | 農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について              |
| 第7  | 議案第42号 | 四万十町農用地利用集積計画の決定について                       |
| 第8  | 議案第43号 | 農用地利用配分計画案に対する意見決定について                     |
| 第9  | 議案第44号 | 時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について |
| 第10 |        | その他  |

### 〔出席委員〕

- |           |            |           |            |           |
|-----------|------------|-----------|------------|-----------|
| 1. 下元 弘章  | 2. 掛水 誠幸   | 3. 廣井 栄治  | 4. 小野 重明   | 5. 濱田 誠   |
| 6. 下元 誠一郎 | 7. 浜田 大彰   | 8. 宮崎 恵美子 | 9. 山本 道雄   | 10. 東出 一茂 |
| 11. 土居 稔  | 12. 竹村 加壽子 | 13. 武内 道則 | 14. 吉良 榮   | 15. 欠席    |
| 16. 中原 英昭 | 17. 宮脇 眞弓  | 18. 梶原 美智 | 19. 太田 祥一  |           |
| 20. 欠席    | 21. 岡村 博晶  | 22. 西井 健夫 | 23. 西内 一隆  | 24. 市川 絢子 |
| 25. 常石 幸浩 | 26. 欠席     | 27. 欠席    | 28. 大西 博之  | 29. 石田 芳秋 |
| 30. 欠席    | 31. 武市 敏男  | 32. 山本 奨一 | 33. 橋本 健太郎 | 34. 平野 直人 |
| 35. 山崎 力  | 36. 上野 渡   | 37. 佐々木 通 | 38. 秋田 公幸  | 39. 吉田 健夫 |

### 〔欠席委員〕

- 15 竹内 純 20 中条 康子 26 甲把 雄 27 市川 正司 30 澤田 憲男

### 〔事務局〕

西田 尚子・杉本 孝成・池本 拓矢・森本 太貴・山川 美恵

会長

皆さんこんにちは、改めてにはなりますが、新年明けましておめでとうございます。今年もどうかよろしく願い申し上げます。この間 24 日の日から大変寒くなりまして、10 年に 1 度の大寒波と言う形で、あちこちで大雪、猛吹雪、車が止まったりとか、そういったニュースが聞かれています。

この四万十町におきましても雪が降ったりとか、毎朝すごい凍ったりとか、水道管が破裂したりした人もおると思います。うちも破裂せんように水を出しておりましたが、こんな感じで本当に寒い日が続いております。お体気をつけていただきたいと思います。

その寒い 24 日から町議会選挙の方も始まっております。選挙カーも、たくさん回っている最中でございます。日曜日には選挙もございまして、新しい議員も決まるようです。新しい議員さんには、四万十町のために頑張ってもらいたいと思っております。

先日 18 日でしたか、農業委員全員研修がございました。リモートということでもありまして、音がハウリングしたりとか、音が被ったりとか、聞き取りにくかったりとかという部分も少しありましたが、こういう離れた距離で、いろいろ研修会ができるんだという思いでした。研修の内容にもありましたが今年から地域計画、目標地図を 2 年かけて作成して行くということになりましたので、皆さんには色々タブレット等、今日持ってきておりますが、落ちて割れにくいというような新しいカバーのついたタブレットを利用いたしまして、目標地図を作っていくような形になると思いますので、よろしく願いいたします。それと、この 4 月より農地の下限面積の廃止にもなりますが、これも研修の内容を聞いてみますと色々要件があるということがございますので、そちらの方も勉強していかなくてはならないと言うふうに思っております。それと最適化交付金は使っておりますが、日頃の活動によって、この最適化交付金をさらにプラスされますよと、皆さん最適化につながるような活動をたくさんしてくださいねと、そう言った部分の願いが研修の中にございました。そういったことでこの 1 年もまた頑張っていきたいと思っております。

地域計画等といろいろと新しい取り組みも始まり、今年、来年にかけて変革の年に大変な年になる状況であります。皆さん協力してまた今年 1 年間よろしく願いしたいと思います。それでは 1 月総会を始めたいと思います。

議長

ただ今から、令和 4 年度四万十町農業委員会 1 月総会を開会いたします。

総会は、四万十町農業委員会会議規則第 7 条第 1 項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、よろしく願いします。

それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。今回の発声は議席番号 8 番宮崎恵美子委員にお願いします。

ご起立をお願いします。

憲章は、添付資料の最後にございます。

8 番

～四万十町農業委員会憲章の朗読～

委員            ～ 朗 読 ～

議長            本日の会議に、15番 竹内純委員、20番 中城康子委員、26番 甲把雄委員、27番 市川正司委員、30番 澤田憲男委員からの欠席の届けが出ております。

議長            次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により農業委員18名、推進委員16名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

                  本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりです。

                  それでは、議事に移ります。

                  日程第1、指定第19号「会期の決定について」を議題とします。

                  お諮りします。令和4年度四万十町農業委員会1月総会の会期は、令和5年1月26日の本日1日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員            （「異議なし」の声あり）

議長            異議なしと認め、本総会の会期は本日1日といたします。

                  次に、日程第2、指定第20号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。四万十町農業委員会会議規則第24条第3項の規定により、議事録署名委員を2名指名したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員            （「異議なし」の声あり）

議長            異議なしと認め、議事録署名委員に7番 浜田大彰委員と35番 山崎力委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長            続いて、日程第3 報告第22号 「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局          報告第22号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」をご説明します。議案書は、3ページです。件数は窪川地域の2件です。

                  借受人・貸出人の氏名・住所については、お手元の議案書のとおりです。

                  番号1番 土地の所在地、口神ノ川字竹ノ内1827番、地目、田、面積264㎡以下5筆あり 合計6筆 面積7,157㎡です。

                  解約事由は、双方合意。合意年月日、引渡年月日ともに、令和4年12月21日です。

                  番号2番 土地の所在地、七里字沖野々乙469番、地目、田、面積3,092㎡、以下1筆あり、合計2筆、面積5,209㎡です。解約事由は、双方合意。合意年月日、引渡年月日ともに、令和4年12月21日です。

                  説明は以上になります。

議長 報告第 22 号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。特になければ、報告第 22 号は終わります。

議長 続いて、日程第 4 報告第 23 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 23 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届け出について」を報告します。議案書は、4 ページです。件数につきましては、窪川地域 1 件、西部地域 1 件の計 2 件になります。なお、相続人の住所・氏名については、議案書のとおりです。

番号 1 番 土地の所在地、若井字大廉 1239 番、地目、田、面積 1,907 m<sup>2</sup>です。届出日、令和 5 年 1 月 10 日、届出事由、相続。あっせん希望については、希望しないとなっております。窪川地域は以上です。

事務局 続きまして、西部地域です。

番号 2 土地の所在、打井川字登り尾 766 番 1、地目、田、面積、507 m<sup>2</sup>、外 10 筆あり、合計 11 筆で、面積が 1,944 m<sup>2</sup>です。届出日、令和 4 年 12 月 27 日、届出事由、相続。あっせん希望については、希望しないとなっております。相続した農地の現況については、山林になっていたり、原野状態の農地もあります。現況が農地ではない土地については、相続人の方にお知らせをしています。以上です。

議長 報告第 23 号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。特になければ、報告第 23 号は終わります。

議長 続いて、日程第 5 報告第 24 号「非農地証明事務処理報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 24 号 四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第 6 項及び四万十町農業委員会事務局規定第 8 条第 5 号の規定により非農地証明書を発行しましたので報告いたします。議案書 5 ページをご覧ください。今月は窪川地域から 1 件となっております。

番号 1 番。添付資料は 1 ページから 2 ページです。西川角字トウロウデン 318 番 1、地目、田、面積、304 m<sup>2</sup>です。申請地は昭和 41 年に倉庫が建築され現在に至っています。令和 4 年 12 月 21 日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準の エ 人為的に転用して既に 20 年以上経過している土地と認め、非農地証明を発行しております。以上です。

議長 報告第 24 号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。特になければ、報告第 24 号は終わります。

議長 続いて、日程第 6 議案第 41 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請

の処分決定について」を議題とします。

議案第 41 号 番号 3 番は議席番号 29 番 石田芳秋委員が、四万十町農業委員会会議規則第 20 条の議事参与の制限に抵触しますので、先に番号 1 番 2 番の審議、採決を行い、その後に 29 番 石田芳秋委員に退席をしていただき番号 3 番の審議、採決を行います。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 41 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を説明します。議案書は 6 ページです。申請地の位置は添付資料の 3 ページからご覧ください。件数につきましては窪川地域の 3 件です。譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。

初めに番号 1 番と 2 番をご説明します。

番号 1 番 土地の所在地、口神ノ川字下土井屋式 730 番 2、地目、畑、面積 16 m<sup>2</sup>です。権利事由は所有権移転の贈与。譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は本人希望です。譲受人の下限面積は達成しております。申請地ではカボチャを栽培する計画となっております。

続いて、番号 2 番 土地の所在地、藤ノ川字才能島 149 番 2、地目、畑、面積 479 m<sup>2</sup>。他 6 筆あり、合計 7 筆、面積 6,686 m<sup>2</sup>です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は本人希望、譲受理由は、相手方の要望です。譲受人の下限面積は今回の申請で達成しております。申請地は、水稻と野菜を栽培する計画となっております。以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

議案第 41 号 番号 1 番、2 番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。3 番 廣井栄治委員。

3 番

番号 1 の件につきまして 23 日に現地を確認しまして、譲渡人、譲受人双方から、聞き取りを行ないました。現況について畑で効率的に綺麗に管理をされていました。

譲受人は水稻、野菜、ニラ等を栽培する専業農家で、年間 150 日以上 of 農作業にも従事しております。

周辺農地への営農上の悪影響は与えないことを確認いたしました。

この農地につきましては、譲受人の祖父それより前だということでございますが、交換された土地で名義が変わってないことを知らなくて、今まで譲受人の方が管理をしておりましたが、この度、国土調査が入りまして交換したはずの土地が譲渡人の名義のまま残っているということが判明しまして、譲渡人、譲受人双方で話し合いを試みましたが結果、今回の申請となったようでございます。

双方の話を聞く限り、お互いが納得しているようでございますので、特に問題はないものと考えます。以上です。

議長

番号 2 番について、私の案件でございますので、報告させていただきます。番号 2 番について譲受人から先日確認をしております。現況は田と畑であることを確認しております。譲受人は農地を有効的に利用するという事です。譲受人は年間

150日以上農作業に従事することを確認しております。取得する農地の周辺には営農上、悪影響を与えないことも確認をしております。今回の譲受人と譲渡人はいとか関係でありまして、すでに両親ともに亡くなっておりまして、遠く離れた譲渡人は農地の管理が出来ないと言うことで、今回、この譲受人に所有権を移転することになったそうです。譲受人は現在別の場所に住んでおりますが、子供の頃からこの地域に住んで育てておりますので愛着もあり、数年前には勤めをしながらでありましたが、生姜作りもこの地域で作っておりました。今後もしできる限り農地を守っていききたいということでしたので、以上の結果、番号2番の所有権移転は問題ないと思いました。以上です。

議長 議案第41号 番号1番、2番について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第41号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」番号1番、2番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第41号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」番号1番、2番は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号3番の審議を行いますので、29番 石田芳秋委員は退席をお願いします。事務局の説明を求めます。

事務局 番号3番についてご説明します。

土地の所在地、仁井田字サンスケ1941番、地目、田、面積3,005㎡です。

権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は本人希望です。譲受人の下限面積は達成しております。申請地ではハウスを建ててニラを栽培する計画となっております。

以上この議案につきましては農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 議案第41号 番号3番について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明はありますか。8番 宮崎恵美子委員。

8番 18日に田んぼを確認しました。それから譲受人はなかなか行っても会えなくて、

電話で確認取りました。譲渡人は、19日に行ってお話を聞いてきました。現況は田であることを確認しております。譲受人は農地を効率的に利用しています。譲受人は、ほぼ毎日農作業をしているということでした。150日以上農作業していることを確認しています。取得する農地の周辺農地には悪影響を与えないことも確認しております。あと譲受人は現在六反ほどのハウスでニラを栽培する意欲ある若者の農業者です。問題はないと思います。以上です。

議長 議案第41号 番号3番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。  
議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」番号3番を原案のとおり決する事に賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」番号3番は、原案のとおり可決されました。  
29番 石田芳秋委員の除斥をとき、着席をしていただきます。  
石田芳秋委員、番号3番は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第7 議案第42号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。  
議案第42号についてですが、法改正により一括方式という事務処理が可能となっております。これは、1つの集積計画で出し手から機構の貸借、機構から受け手の貸借という2つの貸借を一括で設定が可能となるもので、今回そうした案件が出てきております。初めてのケースですので、まず番号1番から3番までの審議、採決を行い、その後、番号4番の一括方式について審議、採決を行います。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第42号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。  
議案書は9ページ、添付資料については6ページからになります。  
別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和5年2月1日付けで公告したい旨、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により四万十町長より提出がありましたので、ご審議、ご決定をお願い致します。尚、提出されました申出書につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
件数につきましては窪川地域の4件となります。利用権設定を受ける者、利用権

設定をする者の住所・氏名・賃借料等はお手元の議案書のとおりです。

まず番号1番から3番までを説明します。

番号1番、土地の所在地、金上野字野中362番、地目、田、面積、1,948㎡です。設定は新規になります。期間は令和5年2月1日から令和8年1月31日までの3年間です。作物は生姜を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

続いて番号2番 土地の所在地、若井字若松1119番、地目、田、面積、2,046㎡。他1筆あり、合計2筆 面積、4,149㎡です。設定は新規になります。期間は令和5年2月1日から令和15年1月31日までの10年間です。作物は大豆を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

この件については農業従事日数が少ない為、解除条件付きに設定しています。

続いて番号3番 土地の所在地、東川角字三道甲1014番、地目、田、面積、3,155㎡です。設定は更新になります。期間は令和5年2月1日から令和8年1月31日までの3年間です。作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

議長 議案第42号 番号1番から3番について事務局の説明が終わりました。  
担当委員の補足説明をお願いします。番号1番は、お休みですので、事務局が説明いたします。

事務局 急きょ欠席になりました中城康子委員に変わり、補足説明をします。  
1月20日に電話にて借受人から聞いているという事です。借受人は、昨年度認定を受けました、認定新規就農者です。規模拡大したいと農地を探していたところ、この土地を紹介してもらったとのこと。利用集積計画のとおりで、問題ないと聞いております。

議長 続きまして、番号2番。23番 西内一隆委員。

23番 番号2について1月20日に大豊町岩原地区ですが、徳島との県境ですが、出向きまして借受人に確認しました。

借受人の方は、豆腐屋さんで最近、県内のメディアにも取り上げられているようで、自分で作った大豆で豆腐を作り販売したいそうで、県内色々農地を探したそうですが、JAの紹介で四万十町に決めたようです。

大まかな作業は支援センターと協議し、委託するようです。借受圃場までの距離が高速を使っても片道120キロほどあり、作業効率が非常に悪いんですが、借受人のやる気と真面目さを感じましたので問題ないかなと判断しました。以上です。

議長 続きまして、番号3番。22番 西井健夫委員。

22番 18日に借受人の方にお会いして話を聞いてきました。この借受人の方は、82歳ということで不思議に思いますが、この方の息子さんと一緒に耕作をして

いるということです。これは更新ですので特に問題はないと思います。

議長 議案第 42 号 番号 1 番から 3 番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。  
議案第 42 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号 1 番から 3 番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第 42 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号 1 番から 3 番は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号 4 番の審議を行います。事務局の説明を求めます。

事務局 番号 4 番については農地中間管理機構の一括方式による賃貸借権の設定になります。まず農地中間管理機構の一括方式についてご説明します。  
これまでの機構を通じたの貸借は、土地の所有者から中間管理機構である公社への貸借については、農業経営基盤促進法の集積計画で行い、公社から耕作者への貸借は、県知事による配分計画によって行う。という 2 段階で行っていましたが、農業経営基盤促進法の集積計画の中で一括して、出し手から受け手まで設定することを可能とした制度です。  
番号 4 番 土地の所在地、西川角字ソウヅノ窪 844 番、地目、田、面積、2,785 m<sup>2</sup>。他 1 筆あり、合計 2 筆、面積は 3,810 m<sup>2</sup>です。  
期間は令和 5 年 2 月 1 日から令和 9 年 11 月 30 日までの 4 年 10 か月です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

議長 議案第 42 号 番号 4 番について事務局の説明が終わりました。  
担当委員の補足説明をお願いします。22 番 西井健夫委員。

22 番 4 番の件についてご説明を致します。一括方式に関しましては、事務局のほうから説明があったと思います。今回この受け手の方は 79 歳という年齢ですけれども、この方の子供さんも受け手を引き受けて、部落でも若者で意欲もあって、4、5 年前から本格的に農業をしております。特に問題はないと思います。

議長 議案第 42 号 番号 4 番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。  
議案第 42 号「四万十農用地利用集積計画の決定について」番号 4 番を、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第 42 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号 4 番は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 8 議案第 43 号「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 43 号「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を説明します。  
議案書は 12 ページ、添付資料は 20 ページからご覧ください。  
別紙のとおり農用地利用配分計画案に対する意見決定について、四万十町長より提出があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により意見の決定を求められたものです。ご審議、ご決定をお願いいたします。  
件数につきましては窪川地域の 3 件です。3 件すべて再配分となります。権利の設定を受ける者の氏名・住所についてはお手元の議案書のとおりです。  
番号 1 土地の所在地、市生原字宮ノ廻り 105 番、地目、田、面積、2,118 m<sup>2</sup>。  
他 3 筆あり、合計 4 筆 面積 7,580 m<sup>2</sup>です。権利の種類は使用貸借権の設定です。期間は県認可日から令和 7 年 11 月 30 日までとなっております。作物は、水稻を栽培する計画です。  
続いて番号 2 番 土地の所在地、黒石字向屋敷 1446 番、地目、田、面積、1,501 m<sup>2</sup>です。権利の種類は使用貸借権の設定です。期間は県認可日から令和 10 年 4 月 30 日までとなっております。作物は、生姜を栽培する計画です。  
続いて番号 3 番 土地の所在地、土居字窪田 336 番 1、地目、田、面積、2,536 m<sup>2</sup>です。権利の種類は使用貸借権の設定です。期間は県認可日から令和 9 年 2 月 28 日までとなっております。作物は、水稻、飼料米を栽培する計画です。説明は以上になります。

議長 議案第 43 号について事務局の説明が終わりました。  
担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 番。6 番 下元誠一郎委員。

6 番 番号 1 番について説明をしたいと思います。昨日 25 日に貸出人、借受人より話

を伺ってまいりました。借受人は認定農業者ではありませんが、水稻を 13ha、生姜が 70a を作付しております。大規模な農業者であります。

今回の土地は農業公社を通じて、営農支援センターが飼料稲や大豆を栽培していたのですが、合意解約によりまして、借受人に再配分されたものです。借受人は年間 150 日以上農業に従事しており、周辺農地にも悪影響を与えないことを確認しております。以上、配分計画案のとおり問題はないと判断を致しました。以上です。

議長 番号 2 番 3 番については担当者がお休みでございますので、事務局が聞いておるようですので、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 急きょ欠席のため、澤田憲男委員に変わり補足説明をします。  
番号 2、借受人から現地の圃場立会いのもと聞き取りを行いました。借受人は、認定新規就農者であります。年間 180 日以上農業に従事していることを確認しております。配分計画については、問題ないと思えますとのことです。  
番号 3、現地は田であることを確認しています。借受人へは電話にて確認しました。借受人は、地域の農地を預かり管理を行っている法人で、認定農業者でもあります。配分計画のとおり問題ないと思えますとのことです。

議長 議案第 43 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。  
議案第 43 号「四万十町農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第 43 号「四万十町農用地利用配分計画案に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 9 議案第 44 号「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 44 号「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」を説明します。  
議案書 13 ページ、添付資料は 26 ページからとなります。議案書に書かれていま

す権利者の方が、今回所有権移転をして土地を取得した人となります。

登記官から登記簿上の地目が田又は畑である土地について、時効取得を原因とする権利の移転又は設定の登記が行われた旨の通知を受けた場合には、当該通知に係る事案が取得時効完成の要件を備えているかどうかの実情を調査し、報告書を県知事に提出することとなっております。審議、決定をお願いいたします。

今月は窪川地域の5件です。

番号1番から3番については少しまとめて説明します。番号1 中ノ越字シロガハナ90番1、地目、畑、面積451㎡。番号2 中ノ越字シロガハナ100番、地目、畑、面積175㎡。番号3 中ノ越字カミヤシキ106番、地目、畑、面積371㎡。

番号1から3ともに、登記目的 所有権移転、法務局受付日、令和4年12月12日、登記原因 平成12年4月1日時効取得とする登記がなされた通知がありました。担当委員と確認し、番号1番と2番の土地についてはそれぞれの所有者の土地がすぐ近くにあることから、以前から交換していたようで、現地は添付資料27ページの写真のとおりで権利者が管理しています。

番号3については権利者の父の代から管理していたようで、現地は添付資料28ページの写真の通りです。

続いて番号4番から5番については少しまとめて説明します。添付資料は35ページからです。番号4 平串字高尾987番31、地目、田、面積8.78㎡。以下2筆あり、合計3筆面積1,580.78㎡です。番号5 平串字高尾988番27、地目、畑、面積1,120㎡。

番号4、5ともに、登記目的 所有権移転、法務局受付日、令和4年12月8日、登記原因 平成7年11月1日時効取得とする登記がなされた通知がありました。担当委員と確認し、番号4、5番の土地については、義務者の父が亡くなった後、相続ができていないまま、義務者の母が、今回2名の権利者を含む4名の方に土地を譲渡していたそうです。それから何十年も経ち、今回高速道路の件で、土地の整理ができ相続することができたので、譲渡していた権利者に名義を変更することができたそうです。現地は添付資料37、38ページ写真のとおりで権利者が管理しています。説明は以上です。

議長

議案第44号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明をお願いします。番号1番から5番一括でお願いします。

29番 石田芳秋委員。

29番

ほぼ事務局の説明のとおりです。

1番2番3番につきましては、名前が違いますが、親子です。1の権利者と2の義務者の方が親子です。そのまま家の隣に近いところの農地をお互いに、昔から作っていたそうです。この度、時効取得が成立して、このようなことになったということです。

それから3の方につきましては、この権利者の土地がこの土地の周り全部がそうで、ここだけが登記できてなかったようです。高速道路の資材置き場みたいな形で、貸しておったそうです。それで、一括で処理した時に事情が分かってこの

ようなことになったと言うことです。

それから番号4、5につきましては、義務者の方は、長年地元ではなく町外で仕事をしておりまして、土地のことについては、この高速道路ができるまであまり管理していなかったということで、今回高速道路ができるということで時効取得の手続きをとったと言うことです。以上です。

議長 議案第44号について質疑を許します。質疑はありませんか。  
11番 土居稔委員。

11番 非常に初歩的なことで申し訳ないんですけど、高速道路で農地が買収される場合というのは、この委員会に諮らなくてもいいんですか。

事務局 高速とか町道とか県道もそうなんですけど、土地収用法というものに係る事業であつたら、届け出なしに県とか国が勝手に道にしてもいいようになってます。

11番 土地収用法の対象事業だったらいいということですか。

事務局 そうです。

議長 他に質疑等はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第44号「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第44号「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第10 その他の件について議題とします。

委員の皆さんで何かありませんか。16番 中原英昭委員。

16番 前回のリモートの時のことで、四万十町に質問したい感じで、あの時は質問してないんですけど、前回、地域計画策定の方法とかについてもけっこう説明してく

れたんですけど、それにこんだけお金出てるよって説明もすごいあったと思うんですよ。上乘せ報酬は市町村の定める報酬条例に基づいて書いてますが、それはどんなという条例が四万十町にはあるのかっていうことと、こういうことをやるに対して今回お金出ますよって結構出て実績がどうのって言うけども、その僕らがやったことに、対して報酬はわかるけど、僕らがやる作業に対して、通信費とかMDMが自分らがこれからやっていく仕事に、対してかかる費用もそこから出てるっていうのも違うような気もして四万十町はどんな感じで、その出てきた補助金を処理してるのかっていうのを、よそはどうでもいいんで四万十町はどんなのかっていうのを教えてもらわないとあの時、全体的に教えてもらっても僕ら意味ないんで。

事務局        まず上乘せ条例です。すでに決めておまして、普段の37,000円の報酬プラス最適化の活動をした場合に支払われる報酬ということで、去年までも3月に毎月の報酬にプラスしてお出ししていると思います。その決め方としては、国は基準がいろいろあって、総額を百何万とかでくるんですけど、町の方は規則で決めておまして、最適化の活動した時間数に応じて、みんなの動いて活動してもらった時間を全部出しておいて、その時間で国から来たお金を割って、時給を出させてもらって、委員さんそれぞれの活動した時間をかけて計算した金額を3月に上乘せ分として払わせてもらってます。通信費、MDMに対する費用は事務費分として別枠で補助金が支払われることになっています。

議長            他に質問等ございませんでしょうか。

議長            それでは、これをもちまして、令和4年度 四万十町農業委員会 1月総会を閉会いたします。ご起立願います。礼。ありがとうございました。

閉会 午後4時00分

この議事録は四万十町農業委員会職員が記録したものであり、内容は正確であることを認める。

令和5年 月 日

会 長

---

署名委員 7 番

---

署名委員 35 番

---